

## 豊田市入札参加停止等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公契約（豊田市公契約条例（令和3年条例第39号）第2条第1号に規定する公契約をいう。以下同じ。）の適正な執行を確保するため、有資格業者（豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）第5条第3項に規定する名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）に対する入札参加停止及び入札参加保留の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該措置要件の事案の内容その他の情状に応じて、期間を定めて当該有資格業者を入札参加停止とするものとする。

(入札参加保留)

第3条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事案の内容その他の情状に応じて、期間を定めて当該有資格業者を入札参加保留とするものとする。

- (1) 有資格業者の犯罪事実について、市が捜査機関に告発したとき。
- (2) 公契約に係る入札又は契約若しくはその履行について、不正の行為があったとして、市が公正取引委員会又は建設業等の許可行政庁（以下「建設業等許可行政庁」という。）に通知したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、入札参加保留の期間中に前項第1号の規定による告発により捜査機関が当該有資格業者の代表者等を逮捕し若しくは公訴を提起したとき、又は同項第2号の規定による通知により公正取引委員会又は建設業許可行政庁が当該有資格業者に対する処分若しくは不処分を決定したときは、その逮捕等の事実又は処分の決定があった日の前日をもって、当該入札参加保留を解除し、改めて入札参加停止の措置を行うものとする。この場合の入札参加停止の期間は、当該措置要件に係る入札参加停止の期間から解除する入札参加保留の期間（既に入札参加保留を解除している場合は、その期間も含む。次項において同じ。）を控除した期間とする。

3 前項後段の場合において、当該措置要件に係る入札参加停止の期間が解除する入札参加保留の期間より短いときは、改めて入札参加停止は行わないものとする。ただし、第1項第3号に該当し、入札参加保留の措置を行っているときは、この限りでない。

(入札参加停止等の効果)

第4条 市長は、入札参加停止又は入札参加保留（以下「入札参加停止等」という。）にした有資格業者及び入札参加停止等とした有資格業者を構成員に含む共同企業体（以下、「入札参加停止等業者」という。）を一般競争入札に参加させてはならない。

- 2 市長は、指名競争入札等を行うに際し、入札参加停止等業者を指名してはならない。
- 3 市長は、入札参加停止等業者が現に指名競争入札等の指名業者であるときは、その指名を取り消すものとする。
- 4 市長は、入札参加停止等業者が現に入札しているときは、その入札を無効とするものとする。
- 5 市長は、入札参加停止等業者が現に入札し、落札者となった場合は、当該事業者と契約を締結しないものとする。

(審査会の意見聴取)

第5条 市長は、入札参加停止等をしようとするときは、あらかじめ、豊田市業者選定審査会（以

下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止等)

第6条 市長は、入札参加停止等を行う場合において、当該入札参加停止等について責めを負うべき有資格業者である下請負人等(下請負人及び再委任又は再準委任の受託者をいう。以下同じ。)があることが明らかになったときは、当該下請負人等に対し、元請負人の入札参加停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定めて入札参加停止等を行うものとする。

2 市長は、共同企業体に対し、入札参加停止等を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の入札参加停止等の期間の範囲内で情状に応じ、期間を定めて入札参加停止等を行うものとする。

3 市長は、共同企業体が有資格者でないことを理由として措置要件に該当しない場合は、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体が有資格者であるとした場合に適用される入札参加停止等の期間の範囲内で情状に応じ、期間を定めて入札参加停止等を行うものとする。

4 市長は、入札参加停止等に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止等の期間の範囲内で情状に応じ、期間を定めて入札参加停止等を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第7条 有資格業者が一の事案により別表に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件それぞれに定める期間の最も長い期間をもって、入札参加停止を行うものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときの入札参加停止の期間は、該当する措置期間の2倍の期間とすることができる。

(1)別表第1項から第9項まで又は第10項から第25項までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は入札参加停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第9項まで又は第10項から第25項までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2)別表第10項から第12項まで又は第13項から第18項までの措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後3年を経過するまでの間において、それぞれ同表第10項から第12項まで又は第13項から第18項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 入札参加停止の期間中の有資格業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項、前4項及び第8条に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

6 入札参加停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

7 入札参加停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例)

第8条 市長は、第2条の規定により別表各項に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったときは、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第13項又は第16項号に該当したとき。
- (2) 別表第13項から第18項までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第13項から第15項までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第13項から第15項までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第16項から第18項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(入札参加停止の通知)

第9条 第2条又は第3条第1項の規定により入札参加停止等を行い、第7条第5項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第5項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加停止等の通知をする場合において、当該入札参加停止等の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 入札参加停止等の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 入札参加停止等の期間中の有資格業者が本市の契約に係る工事、業務等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、あらかじめ審査会の承認を受けたときはこの限りでない。

(入札参加停止等に至らない事由に関する措置)

第12条 入札参加停止等を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業

者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(疑義の解決等)

第13条 この要綱の解釈及び運用は、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ及び公共工事契約制度運用研究会編著・中央公契連指名停止モデルの解説を参考にする。

2 この要綱の解釈及び運用について疑義が生じたときは、審査会の意見を聴き、審査会の長がこれを決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(工事等指名停止措置要領及び物品購入等指名停止要綱の廃止)

2 工事等指名停止措置要領(平成3年4月1日施行)及び物品購入等指名停止要綱(平成5年6月1日施行)は、廃止する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が施行日前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(「指名停止」の読み替え)

2 この要綱の施行期日前に本市が行った指名停止措置については、「指名停止」を「入札参加停止」と読み替えて、この要綱の規定を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市が発注する工事の請負並びに設計、監理、調査及び測量並びに物品の製造の請負及び購入その他の契約に係る一般競争、指名競争及び随意契約において、競争参加資格申請書、競争参加資格確認資料その他入札及び見積り前の調査資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 本市と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「本市発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 愛知県内における工事で本市発注工事以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>4 本市と締結した契約で本市発注工事以外のものの履行に当たり、過失により契約不適合を生じさせたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 本市との契約の履行に当たり、次のアからエまでに掲げる場合に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 入札等で落札したにもかかわらず、契約締結を拒んだとき。</p> <p>イ 正当な理由がなく契約の履行を遅延させたとき。</p> <p>ウ 契約者の責めに帰する理由により契約を解除されたとき。</p> <p>エ アからウまでに掲げる場合のほか、本市と締結した契約の履行に当たり、契約に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>6 本市と締結した契約（以下この表において「本市発注工事等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合 ウ 損害を与えた場合</p> <p>7 愛知県内における本市発注工事等以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であり、かつ、当該業者を入札参加停止する必要があると判断したとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合 ウ 損害を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 1か月以上2か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内 1か月以上2か月以内 1か月以上2か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>8 本市発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合</p> <p>9 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であり、かつ、当該業者を入札参加停止する必要があると判断したとき。</p> <p>ア 死亡者を出した場合 イ 負傷者を出した場合</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内 1か月</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上2か月以内 1か月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>10 次のアからウまでに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（本市と契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>11 次のアからウまでに掲げる者が愛知県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>12 次のア又はイに掲げる者が愛知県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>13 本市と締結した契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>14 愛知県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>15 愛知県外において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>16 次のアからウまでに掲げる者が本市と締結した契約に係る業務に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>17 次のアからウまでに掲げる者が愛知県内の他の公共機関が締結した契約に係る業務に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p> <p>18 次のア又はイに掲げる者が愛知県以外の他の公共機関が締結した契約に係る業務に関し、競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(建設業法その他の業務関連法令違反行為)</p> <p>19 本市と締結した契約に係る業務に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の業務に関連する法令の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>20 愛知県内において、建設業法その他の業務に関連する法令の規定に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（前項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>21 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>22 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(不当要求行為等)</p> <p>23 豊田市法令遵守推進条例（平成17年条例第3号）第16条の規定に基づき、市長が文書で警告した者で、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(暴力的不法行為)</p> <p>24 次のアからキまでに掲げる場合に該当するとき、又は警察当局その他関係行政機関から排除要請があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は法人の役員等（以下「有資格業者の役員等」という。）が暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ウ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>エ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>オ 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 有資格業者の役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等（有資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>キ 本市と締結した契約に係る業務に関し、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 2 か月(ただし、当該入札参加停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで(以下同じ。))</p> <p>当該認定をした日から 1 2 か月</p> <p>当該認定をした日から 6 か月以上 1 2 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月</p>

措 置 要 件	期 間
<p>(公契約条例違反)</p> <p>25 特定公契約（豊田市公契約条例（令和3年条例第39号）第2条第2号に規定する特定公契約をいう。）の履行に当たり、同条例第12条各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>